

## 特定事業所集中減算の流れ(令和5年度 後期分)について

### 【確認フロー】

報告書を作成した結果、各サービスの紹介率最高法人の割合が、**いずれか1つのサービスでも80%を超えていますか。**

はい

いいえ

**報告書・別紙に必要事項を記入の上、報告書とともに、令和6年3月15日(金)までに茅ヶ崎市介護保険課へ提出してください。**  
**宛先住所などについて報告書(別紙)の最後の頁にまとめてありますので、ご活用ください。**

**この報告書の市への提出は不要です。事業所内で最低でも2年間大切に保管してください。**  
**※特定事業所集中減算についても介護給付費の請求に関連するため、当該書類についても5年間保管することが望ましいです。**  
また、この報告書の(別紙)については記入の必要はありません。

### ～審査～

茅ヶ崎市介護保険課では、頂いた報告書及び報告書(別紙)の内容について、「特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準」に基づき、「正当な理由」のいずれかのケースに該当するか否かの審査を行います。

※ 審査にあたっては、報告書の記載内容及び関連事項について、事業所に問い合わせる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

正当な理由に該当

正当な理由に非該当

減算不要

上記の通知により、「正当な理由」のいずれにも該当しないとの審査結果が示された事業所については、令和6年4月～令和6年9月サービス提供分の報酬について減算請求が必要となります。

報告書及び(別紙)提出の際には、必ず控えをとるとともに、報告書等の記入内容の根拠となる書類(記入済の「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」など)と一緒に、事業所内で保管しておいてください。実地指導等の際に確認します。